

学校法人平安女学院 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人平安女学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市上京区室町通樫木町上る武衛陣町221番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、キリスト教の精神に基づく学校教育及び保育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

(1) 平安女学院大学

国際観光学部

国際観光学科

子ども教育学部

子ども教育学科

(2) 平安女学院高等学校 (全日制課程 普通科)

(3) 平安女学院中学校

(4) 平安女学院大学附属こども園 (幼保連携型認定こども園)

第3章 機関の設置

第1節 役員、評議員及び会計監査人

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 2名

2 この法人に、評議員8名を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

第2節 理事選任委員会

(理事選任委員会)

第6条 この法人に理事選任委員会を置き、次の各号に掲げる者 (以下「選任委員」という。)をもって構成し、理事を選任する。

(1) 全ての理事 (次条において「1号委員」という。)

(2) 全ての評議員 (次条において「2号委員」という。)

2 理事及び評議員は、その職を退いたときは選任委員の地位を失う。

(理事選任委員会の運営・決議)

第7条 理事選任委員会は、1号委員及び2号委員それぞれの2分の1以上が出席しなければ議事を開くこと

ができない。

- 2 理事選任委員会が、理事を選任する場合は、出席委員の過半数をもって行う決議によらなければならない。
- 3 前項にかかわらず、理事選任委員会が、理事を解任する場合は、特別の利害関係を有する選任委員を除く、1号委員及び2号委員それぞれの総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議によらなければならない。

(評議員会の諮問)

第8条 理事選任委員会が理事を選任するときは、理事選任委員会は、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(理事選任委員会の運営)

第9条 理事選任委員会に議長を置き、理事長をもって充てる

- 2 理事選任委員会は、議長が招集する。
- 3 理事会又は評議員会が理事選任委員会の招集を請求したときは、議長は理事選任委員会を招集しなければならない。
- 4 監事は、理事選任委員会に対し必要な報告をするとき又は報告の求めを行おうとするときは、議長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、議長は、理事選任委員会を招集しなければならない。
- 5 議長は、前2項の請求があったときは、2週間以内に理事選任委員会を招集しなければならない。
- 6 理事選任委員会は、議事録を作成しなければならない。
- 7 理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、理事選任委員会運営規程で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第10条 理事は、理事選任委員会において選任した次の各号に掲げる者とし、当該理事の合計数は、第5条第1項第1号に定める定数とする。

- (1) この法人が設置する学校の学校長 1名以上2名以内
 - (2) 学校の経営に相当の識見を有する者のうちこの法人の役員及び教職員でない者 2名
 - (3) 学校法人の経営、財務及び教育に関する相当の識見を有する者又は同様の識見を有するこの法人の役職者 2名以上4名以内
- 2 理事は第3条の目的を達成するに適する者でなければならない。また、理事には、日本聖公会の聖職にある者が含まれなければならない。その他理事は、キリスト教を尊重する者でなければならない。
 - 3 第1項第1号の理事が、学校長の職を任期の満了又は辞任により退任したときは理事の職を失うものとする。
 - 4 第1項第3号の理事のうち本学役職者は、この法人の教職員の地位を失ったときは理事の職を失うものとする。

(理事の資格)

第11条 次に掲げるいずれかに該当する者は、理事となることができない。

- (1) 私立学校法第31条第1項及び第2項に掲げる者
- (2) この法人の監事又は評議員である者
- (3) 他の理事、監事及び評議員と特別利害関係にある者

2 現に在任する理事は、前項各号のいずれかに該当したときは理事の職を失うものとする。

(理事の任期)

第12条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第13条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事選任委員会の第7条第3項の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、理事会又は評議員会は、決議をもって、理事選任委員会に当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、評議員は、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任委員会による解任がされなかったときは、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第14条 理事は、理事の総数が第5条第1項第1号に定める定数の下限を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事選任委員会は、理事のうち、第5条第1項第1号に定める定数の下限からその定数の5分の1を超えるものが欠けた場合は、1月以内に補充しなければならない。ただし、理事の総数が5名を下回ることとなった場合は、速やかに補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第15条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第16条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

(理事長の選定)

第18条 理事会は、理事のうち1名を理事長とし、現に在任する理事の総数の過半数の決議により選定する。理事長の職を解職するときも、同様とする。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長の任期は、2年とする。ただし、理事としての任期を超えない。
- 4 理事長は、4回を超えて理事長に選定されることができない。

(業務執行理事の選定)

第19条 理事(理事長を除く。)のうちから業務執行理事を、理事会の決議によって選定することができる。

業務執行理事を解職するときも、同様とする。

- 2 業務執行理事のうちから専務理事又は常務理事を、理事会の決議によって選定することができる。専務理事又は常務理事を解職するときも、同様とする。
- 3 業務執行理事の任期は、2年とする。ただし、理事としての任期を超えない。
- 4 業務執行理事は、再任されることができる。
- 5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第20条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第21条 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、次の事項を各理事及び各監事に対して、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその内容、議案が確定していないときはその旨

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第23条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第33条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 3 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

4 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規程で定める。

(決議)

第24条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない（この寄附行為において「特別決議」という。）。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3) 重要な基本財産の処分

(4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、現に在任する理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない（この寄附行為において「特殊特別決議」という。）。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第25条 法令及びこの寄附行為の規定により、理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会の指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第51条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第27条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の資格)

第28条 次に掲げる者は、監事となることができない。

(1) 私立学校法第31条第1項に掲げる者

(2) 被解任役員

(3) この法人の理事、評議員若しくは教職員である者

(4) 理事、監事又は評議員と特別利害関係を有する者

2 監事は、前項各号のいずれかに該当したときは監事の職を失うものとする。

(監事の任期)

第29条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結

の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第30条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会は第50条第2項に定める特別決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第31条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第32条 監事は、第5条第1項第2号に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事が第5条第1項第2号に定める定数を下回ることとなったときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第33条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しく

は寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任委員会を含む。）に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任委員会議長に対して理事会及び評議員会又は理事選任委員会の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為及びその他この法人の規程により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任委員会の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第34条 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第35条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第36条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、各号に定める選任機関の決議によって選任する。

(1) この法人の教職員のうちから理事会が選任した者 2名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上、かつ、この法人の教職員でない者のうちから理事会が選任した者 1名

(3) この法人の教職員でない学校の経営に相当の識見を有する者で理事会が選任した者 1名

(4) この法人の教職員でない学校の経営に相当の識見を有する者で評議員会が選任した者 4名

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 第1項第2号から第4号の評議員は、この法人の教職員の地位を有することとなったときは評議員の職を失うものとする。

4 評議員の選任は、第3条の目的を遵守しキリスト教を尊重する者のうちから行うものとする。

5 評議員が欠けたときは、第1項に定める選任機関は、速やかに評議員を選任し補充しなければならない。

(評議員の資格)

第37条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

(1) 私立学校法第31条第1項に掲げる者

(2) 被解任役員

- (3) この法人の理事又は監事である者
- (4) 他の評議員と特別利害関係を有する者

2 評議員は、前項各号のいずれかに該当したときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第38条 評議員の任期は、就任の日から2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第39条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第5条第2項に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第二節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第40条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第41条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

3 次の各号に掲げる事項は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更

- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(理事の行為の差止めの求め)

第42条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第35条に定める理事の行為の差止めの請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第43条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第44条 評議員会は、定時評議員会を毎会計年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第45条 評議員会は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第46条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第四項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第47条 第33条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第45条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第48条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第49条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

2 評議員会は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

（決議）

第50条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない（この寄附行為において「特別決議」という。）。)

（1）監事の解任

（2）私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第51条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

（役員の出席等）

第52条 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

（理事会及び評議員会の協議）

第53条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うことができる。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第7章 院長、学校長及び重要な役職者

(院長)

第54条 建学の精神に基づき、この寄附行為第3条の目的を達成するため、この法人に院長をおくことができる。

2 院長は、日本聖公会の主教又は司祭のうちから理事会の決議により選任し、理事長が任命する。解職するときも、同様とする。

3 院長の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 院長は、この法人が設置する学校のキリスト教教育を総括する。

(学校長及び重要な教職員)

第55条 この法人の設置する各学校の学校長及びこの法人の重要な役割を担う教職員は、理事会の決議により選任し、理事長がこれを任命する。解職するときも、同様とする。

2 前項の者は、寄附行為第3条の目的を支持する者でなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第56条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第57条 会計監査人の任期は、就任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第58条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待っていないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。

この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第59条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第60条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第61条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第62条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第63条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会で特別決議をしなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年の期間ごとに、理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会で特別決議をしなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第64条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任)

第65条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(評議員会による責任の免除)

第66条 前条第1項の責任は、評議員会の第50条第3項の全員一致による決議がなければ、全部を免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の役員又は会計監査人の責任は、当該役員又は会計監査人が職務

を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、評議員会の特別決議によって免除することができる。

(理事会による責任の免除)

第67条 前条の規定にかかわらず、第65条第1項の責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第68条 理事（理事長、業務執行理事及びこの法人の教職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金18万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第69条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第70条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第71条 重要な基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の特別決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第72条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な金融機関に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として保管する。

(経費の支弁)

第73条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第74条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第75条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会で特別決議をしなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第76条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第77条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第83条第2号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備え置き、請求があった場合には、私立学校法に定めるところにより、これを閲覧に供し、又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第78条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第79条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の特別決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の特別決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第80条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の特殊特別決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第81条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の特別決議により選定した学校法人又は教育関連の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第82条 この法人が合併しようとするときは理事会の特殊特別決議及び評議員会の特別決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第83条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第84条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則、規程)

第85条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 本法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された下記役員とする。

理事長	佐々木 二郎
理事	岡嶋 松太郎
同	佐野 十九一

同	竹中 直次郎
同	速水 久彦
同	法用 繁造
同	H・R・ウイリアムス
同	猪原 京
同	戸田 義子

2 組織変更後のこの寄附行為による役員の選任は、すみやかに行わなければならない。

3 第1項の役員は、組織変更後のこの寄附行為の規定により役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附則

この寄附行為は、昭和26年2月21日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和40年10月23日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和46年8月19日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和50年4月14日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和54年4月28日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和54年8月1日から施行する。

附則

平成5年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

平安女学院短期大学の家政科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則

平成7年3月28日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附則

平成10年1月13日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

平安女学院短期大学の英文科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附則

平成11年11月30日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

平安女学院短期大学のキリスト教科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則（第4条中、平安女学院短期大学名称変更に伴う一部変更認可）

平成13年8月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附則（第4条中、平安女学院大学生活環境学部生活環境学科設置に伴う一部変更認可）

平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附則（第6条（理事の選出）第1項第1号中、短期大学名称変更、同条同項第3号及び第7号中、理事定数変更、第7条（理事長）第1項中、クリフヤン条項撤廃、第9条（常務理事）設置、第10条（常任理事会）設置、第13条（監事の選任とその職務）第1項中、クリフヤン条項撤廃、第19条（評議員）中、評議員定数変更、第20条（評議員の選任）第1項中、第1号評議員定数変更、同条同項第4号中、保護者会組織改編に伴う名称変更、第28条（院長）中、院長の位置づけの明確化、第29条（各学校の長）第2項中、クリフヤン条項撤廃、第35条（会計）中、臨時部廃止に伴う変更、第41条（資産総額の変更登記）新設に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年5月31日）から施行する。

附則（第5条（役員）第1項第1号中、理事定数変更、第6条（理事の選出）中、第1項第1号（学校長）理事定数変更、同条同項第2号（法人事務局長）削除、同条同項第3号の第2号繰り上げ及び定数変更、同条同項第4号の第3号繰り上げ及び定数変更、同条同項第5号削除、同条同項第6号の第4号繰り上げ及び一部変更、同条同項第7号の第5号繰り上げ及び定数変更、第10条（常任理事会）中、常任理事会の廃止及び常務理事会設置による条文変更、第12条（理事の資格喪失）中、第6条号数整理に伴う変更、第17条（理事会）中、委任状による見なし出席追加、第19条（評議員）中、評議員定数変更、第20条（評議員の選任）中、第1項第1号（役職者）、同条同項第2号（教職員）、同条同項第3号（卒業生）、同条同項第4号（保護者）、同条同項第5号（聖職信徒）、同条同項第6号（学識経験者）定数変更、第23条（評議員会）中、委任状による見なし出席追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年4月21日）から施行する。

附則（第18条（議事録）第1項中、議事録署名人名設置、第46条（寄附行為の変更）第3項追加に伴う一部変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年6月25日）から施行する。

附則（第4条（設置する学校）第1項第2号中、キリスト教人間学科、生活学科廃止に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附則（第2条（事務所）中、町名変更、第4条（設置する学校）第1項第1号中、大学学部学科名称変更、第5条（役員）第1項中、理事定数変更、第2項中、理事長選任・解任条項追加、第6条（理事の選任）第1項中、第1号理事の定数変更、第2号・第3号理事選任条項及び定数変更、第7条（監事の選任）追加、現行第9条（常務理事）及び第10条（常務理事会）削除、第10条（役員）の解任及び退任追加、第12条（理事の代表権の制限）追加、第14条（監事の職務）第1項第3号追加、第15条（理事会）整備、第16条（業務の決定と委任）追加、第18条（評議員会）整備、第19条（議事録）整備、第23条（評議員の選任）第1項第1号・第2号・第3号評議員選任条項及び定数変更、第25条（評議員の解任及び退任）追加、第26条（院長）第1項、第2項整備、第31条（積立金の保管）整備、第34条（予算及び事業計画）整備、第36条（決算及び実績の報告）一部追加、第38条（財産目録の備付及び閲覧）整備、第41条（解散）整備、第42条（残余財産の帰属者）整備、第46条（公告の方法）変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

（経過措置）

平安女学院大学の現代文化学部現代福祉学科、生活環境学部生活環境学科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学部・学科に在学する者が当該学部・学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則（第4条（設置する学校）第1項第1号中、学科名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

平安女学院大学の人間社会学部国際コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学部・学科に在学する者が当該学部・学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附則（第4条（設置する学校）第1項第1号中、学部・学科名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

平安女学院大学現代文化学部、現代福祉学科、国際コミュニケーション学科および人間社会学部、福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科ならびに生活環境学部、生活環境学科、生活環境デザイン学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に、当該学部・学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則（第4条（設置する学校）第1項第5号の幼稚園名称変更）

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附則（第5条第3項（常務理事および相談役の選任及び解任）、第11条第2項（常務理事の職務）及び第3項（相談役の職務）を追加）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年4月14日）から施行する。

附則（第4条（設置する学校）第1項第1号中、学部設置および第2号中、学科名称変更に伴う一部変更）

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

平安女学院大学短期大学部英語コミュニケーション学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に、当該学科に在学する者が、当該学科に在学している間、存続するものとする。

附則（第4条(設置する学校)第1項第1号中、生活福祉学部生活福祉学科廃止に伴う削除、第4条(設置する学校)第1項第2号中、外国語文化学科廃止に伴う削除)

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附則（第5条(役員)第1項第3号中、相談役の廃止、第11条(理事長・常務理事および相談役の職務)第3項、相談役の項目を削除)

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（2013年（平成25年）12月17日）から施行する。

（2013年3月26日理事会決定）

附則（第26条(院長)中、院長の呼称変更)

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（2013年（平成25年）12月17日）から施行する。

（2013年4月22日理事会決定）

附則（第4条(設置する学校)第1項第1号中、学部・学科名称変更に伴う一部変更)

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

平安女学院大学子ども学部子ども学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に、当該学部・学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則（第4条・第5条・第6条・第10条・第14条・第20条・第21条・第23条・第25条・第41条・第45条号数表記改訂、第6条第3項文言改定、第18条第2項追加・繰下げ、第19条読替規定追加、第23条資格喪失規定改定、第31条信用金庫追加、第39条資産総額変更登記の期限改定、第43条合併の議決改定、第44条寄附行為変更の議決改定)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2017年（平成29年）9月7日）から施行する。（2017年（平成29年）3月21日理事会決定）

附則（第8条第3項・第4項、第19条改正)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2018年（平成30年）3月23日）から施行する。（2017年（平成29年）11月28日理事会決定）

附則（第3条、第4条、第6条第1項改正)

2019年（平成31年）3月31日（こども園設置）および2019（平成31年）年4月1日（幼稚園廃止）文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。（2018年（平成30年）10月31日理事会決定）

附則（第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条、第21条、第24条、第25条、歳26条、第34条、第38条、第42条、第44条、第45条改正、第38条-2、第38条-3新設)

2020年（令和2年）3月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。（2019（令和1年）12月24日理事会決定）

附則（第2条改正)

2020年（令和2年）7月8日文部科学省届出のこの寄附行為は、2020年（令和2年）7月8日から施行する。（2020（令和2年）2月25日理事会決定）

附則（短期大学部廃止に伴う第4条および第6条改正)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2022年（令和4年）6月22日）から施行する。（2022年（令和4年）3月29日理事会決定）

附則（第5条、第8条、第10条、第11条、第15条、第17条、第18条、第19条、第24条、第26条改正、第8条-2、第17条-2、第47条、第48条新設、第47条を第49条に改定)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2023年（令和5年）7月28日）から施行する。（2023年（令和5年）4月3日理事会決定）

(経過措置)

この寄附行為の施行日において現に在任する役員および評議員の任期は、従前のおりとし2025年3

月31日までとする。

附則（私立学校法改正（2025年（令和7年）4月1日施行）に伴う改正）

- 1 2025年（令和7年）1月27日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。ただし、附則第2項は2025年（令和7年）3月31日から施行し、会計監査人に関する規定は2025年（令和7年）4月1日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から施行する。
（2024年（令和6年）9月25日理事会決定）
（経過措置）
- 2 2025年（令和7年）3月31日に在任する役員又は評議員であって、同日に任期が満了する者の任期については、その終期を2025年（令和7年）4月1日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025年（令和7年）4月1日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。
- 4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。